

相続排除とは？

相続排除とは、相続人から虐待や侮辱行為を受けた被相続人が家庭裁判所に申し立てを行うことで相続人から相続権をはく奪することです。相続欠格と違い、被相続人の意思と申し立てにより相続人から相続権をはく奪されます。また、遺言によって行うことも可能となっています。

以下が、相続人排除の申し立てをする主なケースとなります。

- ・ 相続人が被相続人を虐待した場合
- ・ 相続人が被相続人に対して、重大な侮辱を与えた場合
- ・ 相続人にその他の著しい非行があった場合
- ・ 重大な犯罪行為を相続人が行ない、有罪判決を受けている
- ・ 被相続人の財産を相続人が不当に処分した場合
- ・ 賭博を繰り返して相続人が多額の借金を作って、これを被相続人に支払わせた場合
- ・ 配偶者が愛人と同棲して家庭を省みないなどの不貞行為
- ・ 配偶者の場合には婚姻を継続しがたい重大な事由

相続排除が認められると、その相続人の遺留分も含めた 100%の相続権をはく奪されます。